

○羽島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成28年3月24日

教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定に基づき、羽島市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、羽島市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者の代表
- (3) 市社会教育委員の代表
- (4) PTAに関わる者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に定める者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の調査審議が終了する日までとする。

2 教育委員会は、委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委告示第8号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日教委告示第7号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。